

生産・流通の構造改革の取組（生産・流通の構造改革要件）について

本事業の実施に当たり、次に掲げるすべての対策について、取組期間中、事業対象面積の全域において取り組む必要があります。

No.	対策	事例	備考
1	加工・業務用ほ場の設定		契約書等により、加工・業務用への出荷が明らかなこと。 当該出荷数量より対象面積を算定する。（面積契約を含む。） 当該専用ほ場を特定し、当該専用ほ場において、住所等（ほ場を特定できる情報）、栽培品目及び本事業を実施している旨を掲示すること。
2	実需者と一定期間、事前契約の締結		公募要領参照
3	実需者ニーズに即した栽培・出荷※	加工用品種の導入	国、県の加工用推奨品種、種苗会社のカタログに加工用向けとして記載されているもの、及び契約書により指定されている品種。
		加工用栽培技術の導入	施設園芸協会作成の加工用栽培マニュアル掲載の技術の導入。
		出荷規格の見直し	加工向け出荷規格の設定、サイズ選別の有無。
4	生産コストの低減	収穫機の導入	
		自動調製機の導入	葉切り、根切り等をいう。選別機本体に限る。
		直播栽培の導入	たまねぎ、キャベツ、ねぎに限る。
		播種機・定植機の導入	
5	流通コストの低減	大型コンテナの導入	生鮮用出荷形態と異なるものを導入。
		通い容器の利用	実需者からのリース及びレンタルを含む。
6	トレサビリティシステム等の導入		構成員単位で生産地等を特定できるものを言う。

※ 実需者が従来品種・栽培法を求めているのであれば、要件を満たすものとする。

※ 一つの取組内容が複数の対策に合致する場合、いずれか一つの対策に計上できる。（作柄安定のための取組においても同じ）

作柄安定のための取組（作柄安定要件）について

本事業の実施に当たり、次に掲げる対策について、取組期間の1年目にあっては3つ以上、2年目にあっては2つ以上、3年目にあっては1つ以上を、事業対象面積の全域において取り組む必要があります。

	対策	事例	備考
1	土層改良・排水対策 土壌病害抑制、連作障害防止、排水性向上などほ場条件の改善に有効な対策とする。 （4に含まれるものを除く。）	天地返し 心土破碎 石れき除去 暗きょ施行 明きょ施行 客土 均平、傾斜均平 高畝栽培	機械・人力によるもの。自主施工を含む（機械の購入のみは不可。）。 改修又は補修を行う場合も含む。 対象野菜のために行う場合
2	病害虫防除・連作障害回避対策 病害虫防除や生育初期の生育促進等に有効な資機材の導入とする。	土壌消毒剤 種子・苗の消毒剤 微生物資材 発根・活着促進剤 忌避灯等 電撃殺虫機等 輪作体系等※	通常の営農行為で用いる農薬は含まない。 防虫ネットを含む。 捕虫機、捕虫シートを含む。 病害虫防除に資するもの
3	地温安定・保水・風害対策 高温・低温、干ばつ、風害等の被害抑制などに有効な資機材の導入とする。	不織布 ダブルマルチ等 寒冷紗 かん水パイプ等 スプリンクラー等 FOEASシステム 防風ネット	べたがけに用いるもの 黒マルチ、白マルチを含む。 遮光ネットを含む。 かん水チューブを含む。 立ち上がり部分まで導入している場合。リールマシンを含む（機械の購入のみは不可。）。 改修又は補修を行う場合も含む。 （施設の購入のみは不可。）
4	土壌改良資材施用 土壌の排水性、保水性の回復、出荷量回復・安定等に有効な資材の導入とする。	たい肥 その他土壌改良資材 輪作体系等※	土壌診断に基づく場合。 鉄鋼スラグ等 2の目的以外のもの。なお、地力増進作物を含む。

※ 輪作体系等については、いずれか1つの区分のみ計上できるものとする。ただし、それぞれの目的で異なる作物を導入する場合は、それぞれの区分で計上できる。